

**2026年度  
(令和8年度)**

**教職課程履修要綱**

**城西国際大学**

学籍番号： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

## はじめに

この要綱は、教員を志すみなさんが免許状を取得する時に必要な教職課程の履修方法について説明したものです。

本学には中学校・高等学校の課程があり、教科別にわかれています。自分がどの学校種などの教科の教員になりたいのかを明確にし、免許状取得を目指す必要があります（所属学科・で取得できる免許種・教科が異なります）。

免許状を取得するためには、学科等の科目を履修するとともに、教職課程の科目を履修しなくてはなりません。言うまでもなく、教職課程科目は児童・生徒の学習や学校生活を指導・支援するために学ぶ科目です。この点を踏まえ、自己の教員像、生徒像及び教育観を形成することができるように主体的、計画的に学習をしてください。

履修に際しては、この要綱を熟読し、早い時期から計画的に学習し、目標を達成しましょう。

## 目 次

I. 本学における教職課程	1
1. 理念・趣旨	1
2. 免許状の種類及び教科	1
3. 学部における理念・趣旨	2
4. 教職課程の単位	4
5. 教職課程年間行事	5
6. 教職課程の登録	6
7. 履修上の注意	6
8. 教育実習	7
9. 教育実習事前指導及び事後指導	8
10. 介護等体験	8
11. 留学する場合の留意点	8
12. 編入学生について	9
13. 科目等履修生について	9
14. 教職支援室	9
15. 教育職員免許状申請手続	9
16. 教職課程に係わる費用	10
17. 教職課程に関する問い合わせ	10
II. 中学校・高等学校教諭課程	11

## I. 本学における教職課程

### 1. 理念・趣旨

城西国際大学教育職員免許状取得のための課程（以下、教職課程）は、建学の精神「学問による人間形成」及び教育理念「国際社会で生きる人間としての人格形成」に基づき、幅広い国際的視野と高度な専門的知識・技能を兼ね備えた教員を養成する。すなわち、国際的かつ学際的な視点を有し、学部・学科での専門教育と海外留学やインターンシップ、各種実習、地域・社会貢献、高度教養教育等をおし、広く社会の諸分野でリーダーシップを発揮できる教員の養成を行う。

### 2. 免許状の種類及び教科

（第1表）取得可能な免許状の種類及び教科

○一種免許状課程

学部	学科	免許状の種類	
		中学校教諭一種	高等学校教諭一種
経営情報	総合経営	保健体育	保健体育
国際人文	国際文化	国 語	国 語
	国際交流	英 語	英 語

〔注〕免許状の種類は略称によって記入されている。正式な名称は次のとおりである。

中一種免……………中学校教諭一種免許状

高一種免……………高等学校教諭一種免許状

### 3. 学部における理念・趣旨

#### 経営情報学部

##### 教員養成に対する理念・趣旨

当該学部はグローバルとローカルの統一的な視点を持ち、「考える力」「気づく力」「創り出す力」と実行力豊かな「マネジメント力」を備えた教員を目指しています。国際的な視点を持ち、ビジネス領域に加え、公的機関や非営利組織、スポーツ・健康分野、消費生活、情報通信という様々なマネジメントを学ぶことで、幅広い視野と知識、管理能力を身につけた教員を養成します。

##### 目指す教員像

##### 教科名：保健体育科

保健体育の知識に加えて、少子高齢社会の中で、健康作りやスポーツの指導、そしてそれらの活動の組織的な運営に必要なマネジメント知識を有する教員を養成します。心と身体を一体としてとらえ、心身の健康の促進を図り、運動の実践をとおして、生涯にわたり健康を保持推進する知識と実践力を教授できる教員を養成します。

## 国際人文学部

### 教員養成に対する理念・趣旨

当該学部は、グローバル化社会に対応すべく、言語力とグローバル・センスを有し、国際社会で強いリーダーシップを発揮できる教員の養成を目指しています。国際文化学科では国際的な視野と語学力、異文化理解力を有し、柔軟な発想と行動力を備えた教員を養成します。国際交流学科では実践的な語学力と国際交流のための知識とコミュニケーション能力を身につけた教員を養成します。

### 目指す教員像

#### 教科名：国語科

日本語学と外国語を学び、比較することによって、日本語とその表現の特質を客観的にとらえて教育に活かすことのできる教員を養成します。また、異文化理解能力をもとに他者理解の態度やコミュニケーション能力に優れた教員、古文などの言語文化を通して日本の伝統文化を次世代に伝えられる教員を養成します。

#### 教科名：英語科

英語を世界共通語として認識し、併せてさまざまな国の言語・文化に興味をもち、異文化理解を推進することができる教員を養成します。また、異文化を受容すると同時に、自文化に対する認識を深め、国際社会において自分の意見を発信することができる教員を養成します。

#### 4. 教職課程の単位

免許状取得のためには「基礎資格」を有し、「文部科学省令に定める科目（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目）」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」、及び「大学が独自に設定する科目」について所定の単位を修得しなければならない。

(第2表) 法令上の教育職員免許状取得のための最低修得単位数（教職員免許法施行規則より抜粋）

免許状種類	基礎資格	文部科学省令に定める科目	教育の基礎的理解に関する科目等	教科及び教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目
中学校教諭一種免許状	学士の学位	8 単位	27 単位	28 単位	4 単位
高等学校教諭一種免許状	学士の学位	8 単位	23 単位	24 単位	12 単位

(第3表) 本学における教育職員免許状取得のための最低修得単位数

免許状種類	教科	基礎資格	文部科学省令に定める科目	教育の基礎的理解に関する科目等	教科及び教科の指導法に関する科目※1	大学が独自に設定する科目
中一種免	国語	学士の学位	8 単位	31 単位	28 単位	2 単位
	保健体育	学士の学位	8 単位	31 単位	37 単位	2 単位
	英語	学士の学位	8 単位	31 単位	28 単位	2 単位
高一種免	国語	学士の学位	8 単位	27 単位	24 単位	8 単位
	保健体育	学士の学位	8 単位	27 単位	37 単位	0 単位
	英語	学士の学位	8 単位	27 単位	28 単位	4 単位

## 5. 教職課程年間行事

1 年次	
4 月	教職課程オリエンテーション 教職課程登録（登録カード提出、登録費 5,000 円納入）

2 年次	
4 月	教職課程オリエンテーション 教職課程費納入
2 月	介護等体験申込 【中高教諭課程】
3 月	教育（養護）実習希望校調査 教職課程履修カルテ記入

3 年次	
4 月	教職課程オリエンテーション 介護等体験費納入 【中高教諭課程】
5 月	介護等体験ガイダンス 【中高教諭課程】 教育（養護）実習内諾ガイダンス
6 月～2 月	介護等体験（特別支援学校）参加 【中高教諭課程】 介護等体験（社会福祉施設）参加 【中高教諭課程】 教育（養護）実習報告会
10 月	教育（養護）実習ガイダンス
3 月	教育実習事前面接・模擬授業 【中高教諭課程】 教育実習事前面接・模擬保育 【幼稚園教諭課程】 教育実習事前面接・模擬健康相談 【養護教諭課程】 教職課程履修カルテ記入

4 年次	
4 月	教職課程オリエンテーション 教育（養護）実習生名簿登記 教育（養護）実習事前指導 教職課程費納入
5 月～6 月	教育（養護）実習
7 月～11 月	教育（養護）実習事後指導、実習報告会
10 月	免許状一括申請ガイダンス 1
12 月	免許状一括申請ガイダンス 2
2 月	免許状一括申請ガイダンス 3 履修カルテ記入
3 月	（卒業式）免許状授与

※ 中学校教諭一種免許状取得希望者は、「大学が独自に設定する科目」である「介護等体験（2 単位）」を履修することで、介護等体験（特別支援学校、社会福祉施設）に参加できる。

## 6. 教職課程の登録

- (1) 教職課程を履修しようとする者は、JIU Portal で資格登録をするとともに、1 年次 4 月末日までに「教職課程履修登録カード」を教務課に提出して、教職登録費（5,000 円）を納入すること。
- (2) 各年次のオリエンテーションは、『教職課程履修要綱』を持参して出席すること。
- (3) 教職課程に登録していない学生は、「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「教科教育法」を履修することはできない。
- (4) 教職課程の登録教科を変更する場合や、登録を取り消す場合は、教務課に申し出ること。
- (5) 学生支援委員会等の懲戒処分を受けた場合は、教職課程運営委員会の議を経て、教職課程の登録が取り消される。

## 7. 履修上の注意

- (1) 教職課程を履修しようとする者は、『教職課程履修要綱』に従い、1 年次から履修計画を立てること。ただし、履修にあたっては、卒業に必要な科目を優先し、その上で、教職課程の科目の履修を考えること。したがって、時間割上で履修したい教職関係の科目と学部専門科目が同時限に重複した場合は、前述の原則に従って履修計画を立てること。
- (2) 時間割上、卒業に必要な必修科目と重複しない限り、配当年次に従って履修すること。配当年次に必修科目を修得できずに、上位学年で他の必修科目と重複してしまった場合は、修業年限（4 年間）で、免許状を取得できない。
- (3) 授業科目は、上級年次の科目を履修することはできない。上級年次の者が、下級年次に配当された科目を履修することは差し支えないが、時間割編成上、学部専門科目と重複する場合があるので、配当年次に履修することが望ましい。
- (4) 教職課程に関する連絡は、JIU Portal もしくは JIU メールにより行う。

## 8. 教育実習

教育実習は、教員免許状の取得を目指す学生にとっては欠かせないものである。実際の教育現場において、大学で学んだ理論や知識を生かすとともに、教育の現場にふれながら教育の実践的な知識、技能、態度等の基礎を修得するものである。実習についての詳細は別冊子『教育実習の手引き』で紹介する。

### (1) 教育実習の期間と必要単位数

種類	期間	科目名	単位	履修年次
中学校教諭一種免許状	4週間	教育実習Ⅰ（事前及び事後指導を含む）	3	4
		教育実習Ⅱ	2	
高等学校教諭一種免許状	2週間	教育実習Ⅰ（事前及び事後指導を含む）	3	4

### (2) 教育実習受講要件

- ・ 本学において、教育実習開始日までに最低2年間在籍していること。
  - ・ 科目等履修生は本学卒業生であること。
  - ・ 各課程別に以下の要件を満たしていること。
- ・ 中学校、高等学校教諭課程
    - ア) 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、「教科に関する専門的事項」から16単位以上、「各教科の指導法（情報機器及教材の活用を含む。）」から4年次開講科目を除いて全て修得していること。
    - イ) 「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、4年次開講科目を除いて全て修得していること。
    - ウ) 文部科学省令に定める科目（教育職員免許法施行規則第66条の6）を全て修得していること。
    - エ) 教育実習事前指導、ガイダンスに全て出席していること。
    - オ) 伝染性疾患を有しないもの、その他実習に支障のないものであること。
    - カ) 教育実習事前面接・模擬授業審査に合格していること。
    - キ) 教育実習を行うにふさわしい学業成績（3年次終了時点 GPA2.00以上）を有していること。  
かつ学部の上級条件を満たしていること。
    - ク) 学生支援委員会等の懲戒処分を受けていないこと。

## 9. 教育実習事前指導及び事後指導

### (1) 教育実習事前指導

教育実習に向けて、担当教員より指導を行う。

期間：4 年次 4 月（日時及び教室等については、JIU Portal より指示をする）

### (2) 教育実習事後指導

教育実習終了後、担当教員により指導を行う。

（日時及び教室等については、JIU Portal より指示をする）

## 10. 介護等体験

中学校教諭一種免許状取得希望者が該当する。

平成 10 年 4 月 1 日「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」が施行され、小学校または中学校の教員免許状を取得する際の必須要件となっている。

目的は、障がい者、高齢者等に対する介護、介助、さらにこれらの人々との人間的な交流等の体験を通して、個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する知識を深め、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期することである。

中学校教諭一種免許状取得希望者は、3 年次に大学が独自に設定する科目「介護等体験」（2 単位）を履修した上で、特別支援学校 2 日間、社会福祉施設 5 日間体験を行う。ガイダンス、事前指導を実施するので必ず参加すること。

### 介護等体験参加資格

- ア) 大学が独自に設定する科目「介護等体験」（2 単位）を履修すること。
- イ) 本学において、履修までに最低 1 年間在籍していること。
- ウ) 科目等履修生は本学卒業生であること。
- エ) 介護等体験事前指導、ガイダンスに全て出席していること。
- オ) 伝染性疾患を有しないもの、その他、介護等体験に支障のないものであること。

## 11. 留学する場合の留意点

在学中に留学し、免許状を取得することは可能である。しかし、留学時期・期間によっては 4 年間で取得できない場合がある。所定の教育（養護）実習にいくための条件を満たしておく必要があり、綿密な計画が必要である。留学する際は必ず教職課程担当教員及び教務課にて相談すること。

## 1 2. 編入学生について

編入学した際の単位認定は、あくまで「卒業要件」としての認定である。「教員免許状取得要件」としての認定ではない。そのため、編入学生は、教職課程の履修開始前に教務課にて事前相談を申し込み、既修得科目（卒業要件として認定された科目を含む）の、どの科目が教員免許状取得要件として適用されるかを確認すること。その際、編入学前の学校にて「学力に関する証明書」を取得し、持参すること。

## 1 3. 科目等履修生について

科目等履修生は履修前に教務課にて相談を申し込み、指示を受けること。  
科目等履修生となるためには、入学試験を受けて合格しなくてはならない。

## 1 4. 教職支援室

F 棟 M 2 階及び、H 棟 5 階に教員志望の学生を支援するために、教職支援室（Teachers Training Room）を設置して、教員採用試験に向けた勉強会や論文指導・面接指導を定期的で開催している。

中学校・高等学校の教科書を始め、教員採用試験対策問題集、教職関連書籍を取り揃えているので、教材研究、授業の練習など、自主学習の場として使用して欲しい。

教職支援室を利用する際は、教務課に「教職支援室利用申請書」を提出すること。

利用可能日：月曜日～金曜日

利用可能時間：9:00～17:00

※教員採用試験対策講座や面接指導を実施している場合は、個人での利用ができない。

夏季休業期間・冬季休業期間等で利用できない場合もあるので、教務課に確認すること。

## 1 5. 教育職員免許状申請手続

### 一括申請

大学から千葉県教育委員会に一括して申請を行うものである。この申請を行うと、卒業時に免許状が授与される。申請手続きについては、4 年次の 10 月にガイダンスを行う。中学校教諭一種免許状の申請を希望するものは介護等体験（特別支援学校 2 日間、社会福祉施設 5 日間）の証明書が必要である。詳細については別途、ガイダンス時に説明する。

### 個人申請

過年度卒業生（科目等履修生）や一括申請手続きを行わなかった者の手続きである。申請時期、必要書類は各都道府県により異なるため、各自、当該教育委員会にて確認すること。

## 16. 教職課程に係わる費用

課 程	1 年次	2 年次	4 年次	合 計
中学校・高等学校教諭課程	5,000 円	15,000 円	20,000 円	40,000 円

上記年次の所定の期間内に納入する。所定の期間内に納めない場合は、教職課程の登録が取り消される。なお、一度、納めた教職課程費は理由の如何にかかわらず返還しない。納入方法等、詳細については、2、4年次のオリエンテーションにて説明する。

## 17. 教職課程に関する問い合わせについて

教職課程に関する問い合わせは教務課（本部棟1階）にて受け付ける。

## Ⅱ. 中学校・高等学校教諭課程

### 1. 履修について

経営情報学部、国際人文学部教職課程は、中学校・高等学校教諭一種免許状を取得する課程である。本学においては、以下に述べる種類・教科の課程がある。免許状取得のためには、卒業に必要な科目に加えて、「教育の基礎的理解に関する科目等」など相当量の卒業単位には含まれない科目を履修しなければならない。

教職課程は、将来教員になる意欲のある者の履修を原則とする。充実した学業を修め大学を卒業すること、その上でさらに、教職をめざす熱意を持って最後まで努力する意志が求められる。

### 2. 教育職員免許状について

#### (1) 免許状の種類及び教科

本学、中学校・高等学校課程で取得できる教育職員免許状は、第4表のとおりである。

免許種、教科によって修得しなくてはならない単位数が異なるので、12ページの一覧表で必要単位数を確認すること。

(第4表) 中学校・高等学校課程で取得できる免許状の種類及び教科

学部	学科	免許状の種類	
		中学校教諭一種	高等学校教諭一種
経営情報	総合経営	保健体育	保健体育
国際人文	国際文化	国 語	国 語
	国際交流	英 語	英 語

## (2) 基礎資格と最低修得単位数

教育職員免許法では第5表に示す「基礎資格」を有し、「文部科学省令に定める科目（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目）」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」、及び「大学が独自に設定する科目」について所定の単位（最低修得単位）を修得しなければならない。

(第5表) 教育職員免許状取得のための最低修得単位数

免許状種類	教科	基礎資格	文部科学省令に定める科目	教育の基礎的理解に関する科目等	教科及び教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目
中一種免	国 語	学士の学位	8 単位	31 単位	28 単位	2 単位
	保健体育	学士の学位	8 単位	31 単位	37 単位	2 単位
	英 語	学士の学位	8 単位	31 単位	28 単位	2 単位
高一種免	国 語	学士の学位	8 単位	27 単位	24 単位	8 単位
	保健体育	学士の学位	8 単位	27 単位	37 単位	0 単位
	英 語	学士の学位	8 単位	27 単位	28 単位	4 単位

〔注〕免許状の種類は略称によって記入されている。正式な名称は次のとおりである。

中一種免……………中学校教諭一種免許状

高一種免……………高等学校教諭一種免許状

第5表中の「文部科学省令に定める科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」は、どの教科にも共通に設定された科目である。それぞれ第6表、第7表にその内容が示されている。

また、「教科及び教科の指導法に関する科目」は、免許教科ごとに定められた科目である。第10表から第12表に学科及び教科ごとにその内容が示されている。

「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」から最低修得単位を超えて履修した単位が、「大学が独自に設定する科目」の単位数として計算される。

### 3. 単位の修得及び履修方法

#### (1) 学士の称号を得る

教育職員免許状を取得するには、基礎資格である学士の学位を得ることが前提となる。

まず学科ごとに指定された卒業に必要な科目を修得しなければならない。さらに、その中には文部科学省令に定める、第6表の科目を取得する必要があるため、注意して履修すること。

(第6表) 文部科学省令に定める科目〔免許法施行規則第66条の6〕

区分		本学開設科目	単位	履修方法
日本国憲法		日本国憲法	2	必ず修得すること。
体育		生涯スポーツ概論 スポーツ科学 A スポーツ科学 B	2 1 1	3科目の内、いずれか2単位を修得すること。 ※スポーツ科学 A とスポーツ科学 B は、セットで2単位
外国語コミュニケーション		Oral Fluency I Oral Fluency II English for Advanced Studies A	2 2 2	3科目の内、いずれか1科目(2単位)を修得すること。
数理、データ活用及び人工智能に関する科目又は情報機器の操作	数理、データ活用及び人工智能に関する科目	データサイエンス I	2	2科目の内、いずれか1科目(2単位)を修得すること。
	情報機器の操作	デジタルアプリ A	2	

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

「教育の基礎的理解に関する科目等」は、免許状を取得するうえで、一部の科目を除き、必修となる。

(第7表) 教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分		本学開設科目		
科目	各科目に含めることが 必要な事項	授業科目	単位	履修年次
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	☆教育原理	2	2
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	☆教職論	2	1
	教育に関する社会的、制度的又は経営的 事項(学校と地域との連携及び学校 安全への対応を含む。)	☆教育制度	2	2
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び 学習の過程	☆教育心理学	2	2
	特別の支援を必要とする幼児、児童及 び生徒に対する理解	☆特別のニーズ教育論	2	2
	教育課程の意義及び編成の方法(カリ キュラム・マネジメントを含む。)	☆教育課程論	2	1
生徒指導、総合的な学習の時間等の指導法及び 教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	☆道徳教育の理論と方法	2	1
	総合的な学習(探究)の時間の指導法	☆総合的な学習の時間の指導法	2	2
	特別活動の指導法	☆特別活動論	2	2
	教育の方法及び技術	☆教育方法論(ICT活用を含む)	2	2・3
	情報通信技術を活用した教育の理論及 び方法			
	生徒指導の理論及び方法※	☆生徒指導 (進路指導の理論及び方法を含む)	2	2
	教育相談(カウンセリングに関する基 礎的な知識を含む。)の理論及び方法	☆教育相談 (カウンセリングを含む)	2	3
進路指導及びキャリア教育の理論及び 方法	※生徒指導の理論及び方法の科目に含 む。	-	-	
教育実践に 関する科目	教育実習	☆教育実習Ⅰ (事前及び事後指導を含む)	3	4
		☆教育実習Ⅱ	2	4
	教職実践演習	☆教職実践演習(中・高)	2	4

注1 ☆印の付してある科目は、免許状の資格を得ようとする者は必修である。ただし、「道徳教育の理論と方法」については高等学校免許状のみを取得する者は除く。高等学校免許状のみ希望する者が取得した際は「大学が独自に設定する科目」の単位数として計算する。

注2 「教育実習Ⅰ（事前及び事後指導を含む）」を履修するには、第7表の「教職実践演習（中・高）」を除く☆印を付してある必修科目全くと、第10表～第12表に示されている「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の「教科教育法」の所定単位を第8表に示されているとおり修得していなければならない。なお、中学校の免許状を取得する場合には、「教育実習Ⅱ」を併せて履修すること。

（第8表）教科教育法の科目名及び「教育実習Ⅰ（事前及び事後指導を含む）」履修条件

教科	科目名	単位	履修年次	修得条件
国語	国語科教育法Ⅰ	2	3年・S2	国語科教育法Ⅰ～Ⅲ (6単位)を修得していること。
	国語科教育法Ⅱ	2	3年・F1	
	国語科教育法Ⅲ	2	3年・F2	
	国語科教育法Ⅳ	2	4年・S1	
英語	英語科教育法Ⅰ	2	3年・S2	英語科教育法Ⅰ～Ⅲ (6単位)を修得していること。
	英語科教育法Ⅱ	2	3年・F1	
	英語科教育法Ⅲ	2	3年・F2	
	英語科教育法Ⅳ	2	4年・S1	
保健体育	保健体育科教育法Ⅰ	2	3年・S2	保健体育科教育法Ⅰ～Ⅲ (6単位)を修得していること。
	保健体育科教育法Ⅱ	2	3年・F1	
	保健体育科教育法Ⅲ	2	3年・F2	
	保健体育科教育法Ⅳ	2	4年・S1	

### （3）教科及び教科の指導法に関する科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」は、免許状の教科別に定められた科目で、各学科の専門科目の一部及び、各教科の指導法の科目からなっている。本学では中学校・高校と両方の免許状取得を目指す教科コース制をとっており、その科目は第7表～第14表のとおりである。学科ごとに授業科目が指定されているので、所属学科の表を確認すること。指定された科目の中から、☆印の付してある教職課程における必修科目を含み中学校は28単位、高校は24単位以上を修得すること。

## (4) 大学が独自に設定する科目

「大学が独自に設定する科目」第6表は、中学校教諭一種免許状を取得する上で必修科目となる。高等学校教諭一種免許状を取得する場合は、選択科目となる。

(第9表) 大学が独自に設定する科目

科目	単位	履修年次	備考
介護等体験	2	3	中学校教諭一種免許状取得の為に必修科目

## ○中学校課程：

「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「教科及び教科の指導法に関する科目」の中から、本学が定める最低修得単位数を超えて、「介護等体験」（2単位）の修得が必要である。

## ○高等学校課程：

「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「教科及び教科の指導法に関する科目」の中から、本学が定める最低修得単位数を超えて、国語科は8単位、英語科は4単位以上の修得が必要である。

経営情報学部 総合経営学科

保健体育コース（保健体育）

以下の表より、最低 37 単位以上修得しなければならない。

また、☆の付してある科目は必ず修得しなければならない。

第 10 表 中学校教諭一種免許状・高等学校教諭一種免許（保健体育）

施行規則に定める科目区分等		科目区分	各科目に含めることが必要な事項	本学開設科目	単位	履修年次	備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項						
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する事項	体育実技	☆体づくり運動	1	2	※2科目より1科目 1単位選択必修	
			☆器械運動	1	2・3		
			☆陸上競技	1	2・3		
			☆水泳	1	2・3		
			☆柔道	1	2・3		
			☆ダンス	1	2・3		
			※サッカー	1	2・3		
			※バスケットボール	1	2・3		
			☆バレーボール	1	2・3		
			☆ソフトボール	1	2・3		
	スキー	1	2・3				
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	☆運動学（運動方法学を含む）	2	2・3	※4科目より2科目 4単位選択必修		
		☆体育史	2	2・3			
		※スポーツ経営学	2	2・3			
※スポーツ心理学		2	2				
生理学（運動生理学を含む。）	☆運動生理学	2	2	※5科目より2科目 4単位選択必修			
	※解剖生理学	2	2				
	※スポーツ栄養学	2	2				
	※健康管理概論	2	2				
	※スポーツ医学	2	3				
※健康運動指導法（実習を含む）	2	3					
衛生学・公衆衛生学	☆衛生・公衆衛生学	2	3				
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	☆学校保健学	2	3				
	☆救急処置（実習を含む）	2	2				
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	☆保健体育科教育法Ⅰ	2	3				
	☆保健体育科教育法Ⅱ	2	3				
	☆保健体育科教育法Ⅲ	2	3				
	☆保健体育科教育法Ⅳ	2	4				

## 国際人文学部 国際文化学科

## 国語コース（国語）

以下の表より，中学校は最低 28 単位以上，高校は最低 24 単位以上修得しなければならない。

また，☆の付してある科目は必ず修得しなければならない。

第 11 表 中学校教諭一種免許状（国語）・高等学校教諭一種免許状（国語）

施行規則に定める科目区分等		本学開設科目	単位	履修年次	備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項				
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	☆日本語学概論 A	2	1・2	
		☆日本語学概論 B	2	1・2	
		日本語の文法 A	2	1・2	
		日本語の文法 B	2	1・2	
		日本語の語彙・意味	2	1・2	
		日本語の音声	2	2	
		日本語表現	2	1・2	
	漢文学	☆日本文学概論	2	1・2	
		☆日本文学史	2	2	
		日本の文学（古典） 日本の文学（近・現代）	2 2	2・3 2・3	
書道（書写を中心とする。）	☆書道（書写中心）	2	2・3	中学校のみ必修	
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	☆国語科教育法 I	2	3		
	☆国語科教育法 II	2	3		
	☆国語科教育法 III	2	3		
	☆国語科教育法 IV	2	4		

※「書道（書写を中心とする。）」は、高等学校教諭一種免許状は修得単位数に算入できないため注意すること。

## 国際人文学部 国際交流学科

## 英語コース（英語）

以下の表より、最低 28 単位以上修得しなければならない。また、☆の付してある科目は必ず修得しなければならない。

第 12 表 中学校教諭一種免許状（英語）・高等学校教諭一種免許状（英語）

施行規則に定める科目区分等		本学開設科目	単位	履修年次	備考
科目区分	各科目に含めることが必要な事項				
教科及び教科の指導法に関する事項	英語学	☆英語学概論 A	2	1・2	
		☆英語学概論 B	2	1・2	
	英語文学	☆アメリカ文学概論	2	1・2	
		☆近代イギリス文学	2	2・3	
	英語コミュニケーション	☆Basic Writing Skills I	2	1	
		☆Intermediate Practical Discussion Skills I	2	1	
		☆Intermediate Reading Skills I	2	2	
		☆Intermediate Writing Skills I Spoken Business English	2	2	
	異文化理解	☆異文化間コミュニケーション論	2	2・3	
		☆異文化理解 日本と北米	2	1・2	
比較文化概論		2	1・2		
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	☆英語科教育法 I	2	3		
	☆英語科教育法 II	2	3		
	☆英語科教育法 III	2	3		
	☆英語科教育法 IV	2	4		

2026 年度（令和 8 年度）教職課程履修要綱

---

発 行 日：令和 8 年 4 月 1 日

発行・編集：城西国際大学 教職課程運営委員会

〒283-8555 千葉県東金市求名 1 番地

TEL：0475-55-8842（教務課）

---